



PwCベトナムニュースブリーフ

2025年CIT法に関する 新たな規定

2025年12月





ご一読ください

政府は、2025年の法人税（CIT）法に関する新たな政令を公表しました。新たな政令は、署名日（2025年12月15日）から施行され、2025年以降の課税年度に適用されます。

政令では、CITの免除所得、収益認識、海外投資から生じる利益、および損金算入/不算入費用に関して、より詳細な規定が示されています。

CITの優遇措置に関しては、「特別な」優遇措置の内容、優遇対象地域の定義、拡張プロジェクトの基準など、大幅に変更されています。

また、政令では、デジタル恒久的施設、グリーン活動、研究開発超過控除など、多くの新たな概念および優遇措置を導入したほか、グローバルミニマム課税に関する規定との整合を図っています。

経過措置により、納税者は2025年度から適用開始となる規定について、開始時期を柔軟に選択でき、既存の優遇措置と税務上の繰越欠損金に関する取り扱いが明確化されています。

詳細



01

適用範囲および発効日

政令では、2025年新CIT法の主要な規定の詳細と、2025年度以降の課税年度においてどのように適用されるかを示しています。具体的には以下の通りです。

- 政令は署名日（2025年12月15日）から発効します。
- 納税者は、収益、費用、優遇措置、繰越欠損金に関する特定の規定の適用開始時期について、以下のいずれの時点から選択できます。
 - 2025年の課税事業年度の開始日
 - 2025年新CIT法の発効日（2025年10月1日）
 - 本政令の発効日（2025年12月15日）

非現金決済の支払証憑および資本移転に関する規定は、政令の発効日に即日施行されます。また、グローバルミニマム課税の関連規定（ベトナムに配分される特定のトップアップ税の損金算入）も発効日から即日施行されます。

02

免税対象の利益

政令は、以下の通り、免税対象の利益に関するより詳細なガイダンスを提供しました。

- 農業、林業、漁業、製塩業から生じる利益
 - 一次産業および農村開発の支援に関する政策と整合させ、これらの分野の利益がCITの免税対象となるための具体的な活動および条件を明確にします。
- 技術移転から生じる利益
 - 適格受領者、技術種類、根拠資料などの適格な技術移転活動から生じる免税対象の利益を確定するための、より詳細な条件を示しています。
- グリーンファイナンスおよび環境関連物品から生じる利益に関して、政令の条件を満たす場合、CIT免除対象になります
 - 企業に配分・付与された排出削減証明書および炭素クレジットの初回譲渡から生じる利益
 - グリーンボンドから生じる受取利息
 - 発行後のグリーンボンドの初回譲渡から生じる利益
- 政府の投資支援基金から生じる利益は、CITの免除対象となります。

詳細

03



収益認識

政令では、CIT目的の収益認識に関する規定は、特に規定された産業に調整されました。

- 銀行、証券、保険およびその他特定の分野
 - 収益認識は、一般的なCIT法に従わず、銀行、証券、保険に関する規制などの関連専門法に従います。
- 金融デリバティブサービス
 - 収益認識は、会計基準および規定に従います。

04

海外投資から生じる利益

政令では、海外投資から生じる利益に関する税金の申告および適用される控除/損金算入についてのさらなるガイダンスが示されました。

- 課税のタイミング
 - 2025年のCIT法に関する原則の下、海外での利益がベトナムに送金された時点ではなく、利益を発生する時点で課税対象となることを明確にします（従来の送金基準のアプローチから変更となります）
 - ベトナムで利益が認識された時点では、海外の管轄区域でCITの申告・支払いが行われない場合の補足申告に関するガイダンスを提供します。
- ベトナムの課税対象利益に関して海外の管轄区域で支払われた外国CIT (またはCIT相当額) は、様々な条件と制限の下で、ベトナムで支払われるCIT額から控除できます。



詳細

05



損金算入項目および損金不算入項目

政令では、損金算入項目および損金不算入項目に関する規定を、以下のように改正しました。

関連する専門法要件を満たさない費用

- 専門法の下で適用される条件を満たさない活動に関する費用は、2025年CIT法の原則に従って、明確に損金不算入とすることが示されました。政令に記載される事例は、規制上限を超える時間外手当や、広告が禁止されている製品またはサービス、あるいは当局への事前登録・承認が必要となる製品またはサービスの広告宣伝費（当該登録・承認を取得していないもの）などが挙げられます。

非現金決済の支払に関する基準

- VAT規定に合わせて、強制的非現金支払限度額を500万VNDとする変更は、本政令の発効日（2025年12月15日）から適用され、2025年課税事業年度全体に遡及適用されることはありません。

以下費用に関して、詳細な条件と必要とされる根拠資料の提示

- 寄付金、スポンサーシップおよび同様の支払い
- 科学研究、技術開発、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションに関する支出
- 同事業年度に対応する収益がない費用
- 環境保護、省エネなどのグリーン活動に関連する費用

研究開発費の超過損金算入

- 政令は、特定の研究開発関連費用について、超過損金算入制度を導入します。一定の条件下において、納税者が超過控除適用後に税務上の損失に陥らないことを条件として、追加損金算入（実際の適格研究開発費用の最大200%）が認められる場合があります。

詳細

06



CITの優遇措置

この政令は、2025年新CIT法に基づくCITの優遇措置のフレームワークを、統合・整理します。多くの納税者に影響を与える可能性のある主要な変更点は以下の通りです。

特別優遇措置、所在地

- 投資法に基づく「特別」投資優遇措置の対象となるプロジェクトについては、投資登録証明書の発行日または投資承認日から10年以内に登録投資資本の全額を支出することが原則です。
- プロジェクトの面積の50%以上が優遇対象地域外にある経済特区における新規プロジェクトは、条件を満たせば10年間17%の法人税率の適用を受けられる場合があります。

拡張投資プロジェクト – 基準額およびタイミング

- 拡張投資プロジェクトは、固定資産の取得原価の増加が以下の最低基準を満たす場合に優遇措置を適用が可能となります。
 - VND400憶ドン：優遇対象事業分野における拡張プロジェクト
 - VND200憶ドン：優遇対象地域における拡張プロジェクト
- 免税・減税期間は、拡張投資プロジェクトの登録資本の全額が拠出され、プロジェクトの課税所得発生日から開始され、資本拠出完了後4年目まで適用されます。

優遇措置および利益範囲の重複

- 利益が複数の優遇措置（分野および地域）の対象となる場合、納税者は通常、最も有利な優遇措置を選択できます。ただし、優遇措置を切り替える際には、すでに受けている優遇措置の対象期間を考慮する必要があります。
- 所在地に基づき優遇措置が付与される製造活動に対しては、優遇措置は奨励地域外で販売された物品から生じる利益にも適用されます。貿易およびサービス活動に関するプロジェクトに対しては、優遇措置は奨励地域内で生じる利益に限定されます。
- 納税者が特定の利益に対して特定の優遇措置を選択した場合、その選択は通常、残りの優遇措置対象期間全体にわたって適用され、変更することはできません。

詳細

07



経過措置および繰越欠損金

政令では、現行制度から2025年のCIT法・新たな政令に移転する目的での経過措置は以下の通りです。

2025年のCIT法以前に承認された既存プロジェクト

- 2025年CIT法の施行日前に適用された優遇措置対象の新規/拡張プロジェクトは、以下のいずれかを選択できます。
 - 期限までの間、既存の優遇制度を引き続き適用
 - 2025年度以降、新政令で適用できる有利な優遇措置を適用することを選択

2025年のCIT法の下で優遇措置の対象外となる利益

- 以前に優遇措置の対象だったが、2025年のCIT法および本政令に基づく必要な条件を満たさなくなった利益に対して、特定の旧規定に従い、当該優遇措置は、新法の施行日から適用できなくなります。

税務上の繰越欠損金

- 政令の発効日前に発生した繰越欠損金（不動産およびプロジェクト譲渡活動から生じる税務上損失を含む）は、法定期限内に限り、引き続き繰越が可能です。
- ただし、法律により、優遇措置の対象外となる利益との相殺が制限されている場合、繰り越された損失（欠損金）は、優遇対象活動による利益と相殺することはできません。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn